特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No. 第 | 類に おける逓減率 | 都道府県の地区別区分 (VI) 字 校 長 承 認 保護者等(申請者)氏名 住所 幼児・児童・生徒氏名 学校名、学年(特別支援学級名)等 地域の級地区分 3-1 (**前年 12 月末日**現在) 需 要 生活扶助基準 教 育 扶 肋 基 準 世帯の収入状況 収入のある世帯員 4 年 日 日 在学学校名・学年 続 柄 期末一時 障害者/母子 基 準 額 教 材 代 学校給食費 通 学 費 第 | 硩 氏 夕 (満年齢) (特別支援学級名) 硩 扶 助 曹 加算額 h (基準額) 総所得金額☆ 退職所得金額 控 i (地区別冬季加算額) 除 年 月 日 父・母・祖父 山林所得金額 母・その他 前 年 月 日 父・母・祖父 i 生活扶助基準計 計 Ø 母・その他 (ex逓減率 f~iの合計) 収入のない世帯冒 4 年 月 日 雑指控除 続 柄 (満年齢) E. 所 社会保険料 k 住宅扶助基準 小規模企業共済 等掛金控除 円 年 月 日兄・姉・弟・妹 | 需要額 生命保険料 その他 (a~d、j、kの合計) 控 年 月 日兄・姉・弟・妹 地震保険料 その他 ひとり親又は 日兄・姉・弟・妹 年 日 寡婦控除の額 除 ※保護者等のみ その他 日兄・姉・弟・妹 年 月 D その他 年 月 日 兄・姉・弟・妹 所得額(A-B) その他 Ь 収入額(C×1/12) 合 計 通 |(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること) 特記事項 支弁区分 学細 □ I 段階(令第2条第1号該当) □Ⅱ段階(// 第2号該当) 費 明 □Ⅲ段階(// 第3号該当) □ 要保護者 (□ 被保護 · □ 要保護)

(同音爛)

特別支援教育就学奨励費に係る審査のために必要があるときは、事務担当者が世帯全員の住民登録、課税状況及び生活保護認定状況について閲覧し、調査することに同意します。

|--|

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(記載例)

								_							(整理番号) No.	
	保護者等(申	請者)氏名		住所		幼児・児童	重・生徒氏名	学校名	3、学年(特	別支援学級	名)等	第1類に おける逓減率	都道府県の	地区別区分 (VI)	字 秋 長 承 認	
上牧 太郎			奈良県北葛城	郡上牧町大字上	牧3350	上牧	花子		上牧小学	校 1年			地域の糸	吸地区分 3-1		
		世 帯 の 状 況 (前年 12 月 🤻			月末日	末 日 現 在)		電			要	額	等			
世帯の収入状況			氏 名 (満年齢) 続 枘 (特別支柱		在学学校名・学年				助基準			生活扶助基		準		
					援学級名)						`扶助費	障害者/母子 加算額	第 2 類			
所得	総所得金額☆	円	上牧 太郎	昭和57年8月11日 (42才)	交		令和7年1月 記載してく		の住所を			F	円		h(基準額)	
控控	退職所得金額		上牧 花代	昭和58年1月20日 (41才)	母										円 i (地区別冬季加算額)	
除前	山林所得金額			年 月 日	父・母・祖父 母・その他		令和6年12月 2入してくだ		点の						円	
の	計	A 0		年 月 日	父・母・祖父 母・その他										j 生活扶助基準計 (e×逓減率、f~iの合計)	
	雑 損 控 除		収入のない世帯員 氏 名	生年月日(満年齢)	続 柄										0	
所	社会保険料		上牧 花子	平成30年6月1日 (6才)	本人	上牧幼稚	撞園 年長	円	円	円	円			P	} k 住宅扶助基準	
得	小規模企業共済 等 掛 金 控 除														円 円	
	生命保険料				兄・姉・弟・妹 その他										l 需 要 額 (a~d、j、kの合計)	
控	地震保険料				兄・姉・弟・妹その他					同音烟川	- + 由善-	老の翠々歩	印をむ		0 円	
除	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ		年 月 日 兄・姉・弟・妹 その他					同意欄にも申請者 願いします。			100年215年215			<u>収 入 額</u> 需 要 額		
	計	В 0			兄・姉・弟・妹 その他					1					$\frac{D}{T}$ =	
所	得額(A−B)	C 0			兄・姉・弟・妹 その他											
収入額(C×I/I2) D 合 計				a 0	b 0	c 0	d 0	e 0	f 0	g / 0						
通学	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)							特記事項					支弁区分 □ I 段階(令第 2 条第 号該当)			
細 費 明					□ I 段階 (// 第2号該当) □ 要保護者 (□ 被保護 · □ 要保護) □ II 段階 (// 第3号該当)											
-73								口 安1	↑竣1 【□	1次1木设	口 安1	トゥノ	山皿权惰(. 〃 おろちぬヨ)		

(同音爛)

特別支援教育就学奨励費に係る審査のために必要があるときは、事務担当者が世帯全員の住民登録、課税状況及び生活保護認定状況について閲覧し、調査することに同意します。

※水色の枠の赤字の部分のみ記入してください。

由語去	(促灌老等)	F包)